十二　この表において「療養病床等」とは、旧介護保険法第八条第二十六項に規定する療養病床等をいう。

十三　この表において「老人性認知症疾患療養病棟」とは、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第百四十四条に規定する老人性認知症疾患療養病棟をいう。

十四　この表において「別表第一」とは、診療報酬の算定方法（別表第一をいい、「別表第二」とは、診療報酬の算定方法別表第二をいい、「別表第三」とは、診療報酬の算定方法別表第三をいう。

別表第二

診療報酬の算定方法に掲げる療養	算定方法
一　次に掲げる点数が算定されるべき療養 イ　別表第一区分番号B001の9に掲げる外来栄養食事指導料 ロ　別表第一区分番号B001の11に掲げる集団栄養食事指導料	介護医療院入所者については、栄養マネジメント加算を算定した場合には、算定できない。
二　別表第一区分番号B009に掲げる診療情報提供料(I)（注2に係る場合に限る。）が算定されるべき療養	一　入院中の患者以外の患者について、同一月において居宅療養管理指導（医師が行う場合に限る。）を行い、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定した場合には、算定できない。 二　介護療養病床等（老人性認知症疾患療養病棟の病床を除く。）に入院している患者については、短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている場合に限り、算定できる。
三　別表第一区分番号B009に掲げる診療情報提供料(I)（注3又は注13に掲げる場合に限る。）が算定されるべき療養	同一月において、居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導（医師が行う場合に限る。）を行い、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定した場合には、算定できない。
四　次に掲げる点数が算定されるべき療養 イ　別表第一区分番号C001に掲げる在宅患者訪問診療料(I) ロ　別表第一区分番号C001―2に掲げる在宅患者訪問診療料(II) ハ　別表第一区分番号C002に掲げる在宅時医学総合管理料 ニ　別表第一区分番号C003に掲げる在宅がん医療総合診療料	入院中の患者以外の患者であって、小規模多機能型居宅介護又は複合型サービスを受けている利用者が当該サービスの利用を開始した日の属する月から起算して三十日以内に当該患者の居宅を訪問し、別表第一区分番号C001に掲げる在宅患者訪問診療料(I)、別表第一区分番号C001―2に掲げる在宅患者訪問診療料(II)、別表第一区分番号C002に掲げる在宅時医学総合管理料、別表第一区分番号C003に掲げる在宅がん医療総合診療料又は別表第一区分番号C004に掲げる施設入居時等医学総合管理料を算定した保険医療機関の医師が診療した場合（当該医師により行われる場合を除く。）に、当該サービスの利用を開始した日から三十日の間（末期の悪性腫瘍である患者に対して実施した場合を除く。）に限り、算定できる。
五　別表第一区分番号C003に掲げる在宅がん医療総合診療料が算定されるべき療養	特定施設又は地域密着型特定施設に入居している患者（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を受けている患者を除く。）については、算定できない。

六　次に掲げる点数が算定されるべき療養 イ　別表第一区分番号C005に掲げる在宅患者訪問看護・指導料 ロ　別表第一区分番号C005―1―2に掲げる同一建物居住者訪問看護・指導料	一　特掲診療料の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の患者又は急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護が必要である患者に係るものである場合に限り、算定できる。 二　入院中の患者以外の患者であって、小規模多機能型居宅介護又は複合型サービスを受けているものについては、入院中の患者以外の患者及び介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型通所介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護に入居している者又は小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けているものについては、算定できない。
七　別表第一区分番号C005に掲げる在宅患者訪問看護・指導料の注10に掲げる同一建物居住者訪問看護・指導料の注4に掲げる同一建物居住者訪問看護・指導料の注4に規定する加算が算定されるべき療養	特掲診療料の施設基準等により一時的に頻回の訪問看護が必要である患者に係るものについて、同一月において、ターミナルケア加算を算定している場合を除く。）に限り、算定できる。
八　別表第一区分番号C005に掲げる在宅患者訪問看護・指導料の注11（別表第一区分番号C005―1―2に掲げる同一建物居住者訪問看護・指導料の注4に規定する加算が算定されるべき療養	特掲診療料の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の患者又は急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護が必要である患者に係るものである場合（当該患者について、同一月において、特別管理加算を算定している場合を除く。）に限り、算定できる。
九　別表第一区分番号C005に掲げる在宅患者訪問看護・指導料の注13（別表第一区分番号C005―1―2に掲げる同一建物居住者訪問看護・指導料の注4の規定において準用する場合を含む。）に規定する加算が算定されるべき療養	入院中の患者以外の患者であって、特定施設若しくは地域密着型特定施設に入居しているもの又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けているものについては、算定できない。
十　別表第一区分番号C006に掲げる在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料が算定されるべき療養	入院中の患者以外の患者であって、急性増悪等により一時的に頻回の訪問リハビリテーション指導管理が必要である患者に係るものである場合に限り、算定できる。
十一　別表第一区分番号C012に掲げる在宅患者共同診療料の2に掲げる点数又は在宅患者共同診療料の3に掲げる点数が算定されるべき療養	入院中の患者以外の患者であって、小規模多機能型居宅介護又は複合型サービスを受けているものについては、算定できない。
十二　次に掲げる点数が算定されるべき療養 イ　別表第一区分番号H000に掲げる心大血管疾患リハビリテーション料 ロ　別表第一区分番号H001に掲げる脳血管疾患等リハビリテーション料 ハ　別表第一区分番号H001―2に掲げる廃用症候群リハビリテーション料	入院中の患者以外の患者及び介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護又は介護予防認知症対応型通所介護に入居している者については、訪問リハビリテーション費、介護予防訪問リハビリテーション費を算定した日を含む月から三月目（上欄に掲げるリハビリテーション料を算定する保険医療機関において、これらのリハビリテーション費を算定した場合には、翌月）以降については、算定できない。